母子保健施策等に係る主な事業・平成31年度新規事業

																																			• • •	1
0	妊	娠	適	蚧	期	等	に	関	す	る	普	及	啓	発	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	3
0	妊	娠	相	談	ほ	つ	٢	ラ	1	ン	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	2
0	女	性	の	た	め	の	健	康	木	ツ		ラ	1	ン	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	6
0	出	産	•	子	育	T	心	援	事	業	(ゆ	り	か	ご	•	٢	う	き	ょ	う	事	業)	に	つ	1)	$ \subset $	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	-
0	子	育	T	世	代	包	括	支	援	セ	ン	タ	_	の	全	玉	展	開	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	8
0	け	h	\overline{C}	う	子	育	$ \subset $	•	۲	う	き	ょ	う	事	業	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	ξ
0	産	後	ケ	ア	事	業	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	10
0	産	前	•	産	後	サ	ポ	_	\vdash	事	業	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	1 1
0	産	婦	健	康	診	查	事	業	に	つ	い	て	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	12
0	新	生	児	聴	覚	検	查	IJ	フ	ア	_	の	フ	ア	Ξ	IJ	_	サ	ポ	_		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	13
0	特	定	不	妊	治	療	費	助	戍	事	業	に	つ	い	$ \subset $	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	14
											概																									15
0	不	妊	•	不	育	朩	ツ	\vdash	ラ	1	ン	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	16
0	東	京	都	小	児	慢	性	特	定	疾	病	児	童	等	É	立	支	援	事	業	に	つ	61	T	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	17
0	移	行	期	医	療	支	援	体	制	整	備	事	業	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	18
0	東	京都	都に	こま	うけ	する	小儿	児	慢	性』	苵 姛	友 文	対策	及	び	移	行	期	医组	まる 表	ち 接	爰 体	制	構	築	<i>ත</i> ·	1:	X -	- シ) (3	案)				•••	19

母子保健事業の概要

○母子保健法(昭和40年法律第141号)

(目的) 第1条 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

実施体制

特別区・中核市(八王子市)・保健所政令市(町田市)

【基本的サービス】

- 母子健康手帳の交付
- ・保健指導、訪問指導(妊産婦・新生児・未熟児)
- 健康診査(妊産婦・乳幼児) 等

【専門的サービス】

障害児や慢性疾病児の療育相談等

市町村(多摩、島しょ)

【基本的サービス】

- 母子健康手帳の交付
- ・保健指導、訪問指導(妊産婦・新生児・未熟児)
- ·健康診査(妊産婦·乳幼児) 等

東京都

【区市町村に対する支援】

- 母子保健研修、担当者連絡会の開催
- ・要支援家庭の早期発見・支援事業
- ゆりかご・とうきょう事業
- 産後ケア支援事業
- 産婦健康診査支援事業 等

八王子市及び町田市を除く市町村の区域においては 都保健所が障害児や慢性疾病児の療育相談等を実施

【専門的・広域的な母子保健事業】

- 先天性代謝異常等検査
- ・子供の健康相談室(小児救急電話相談)
- · SIDS電話相談
- 妊娠相談ほっとライン
- ・妊娠適齢期等に関する普及啓発 等



母子保健事業の概要

区市町村における母子保健事業

妊娠

妊娠届 → 壬帳

母子健康^个 手帳交付 妊婦健康 出産

出生届

乳児家庭全戸訪問 〉 (児童福祉法) 乳幼児健康診査、 両親学級等

妊娠届出の際、保健師等による面接やアンケート等も実施(支援がスタート)

[妊娠届出数] 121.879件 流・早産や発育 遅延の防止等の ため14回実施 (公費負担有)

[実施率] 91.3% (1回目) 低体重児 は届出が 必要

[出生数] 108.990人 原則生後28日 未満の新生児 を保健師等が 訪問

> [実施率] 80.3%

主に生後4か 月までの乳児 を保健師等が 訪問

> [実施率] 89.5%

発育・発達状況を確認し、 健康の保持増進のため、 適切な保健指導を実施

> [実施率] 3-4か月児 95.8% 1歳6か月児 92.5% 3歳児 93.6%

(出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業))

- 保健師等専門職による 妊婦全数面接
- ・育児パッケージ配布

産前・産後サポート事業

産後ケア事業

ゆりかご・とうきょう事業

(妊娠期からの相談支援等)

妊娠適齢期等に関する普及啓発

背景•課題

○夫婦の出産に対する意識 理想の子供数や実際に持つつもりの子供数は 低下傾向(理想2.32人、予定2.01人)

出典:平成27年 第15回出生動向基本調查(夫婦調査)(国立社会保障·人口問題研究所)

○晩産化の進行第一子出生時の母の平均年齢は32.3歳(東京都;全都道府県中最高)

出典:平成28年 人口動態調査(厚生労働省)

東京都の取組

➢ 若い世代の男女が、不妊や妊娠に関する正しい 知識を持った上で、自分のライフプランを考えられる よう、メディアを通じた普及啓発等を行う。

平成30年度はWEBサイト開設+リーフレットを作成

【平成31年度実施】 WEBサイト運営 + リーフレット配布(成人式等)

(予算額) 平成31年度:約1,066万円



妊娠相談ほっとライン

背景•課題

地域のつながりの希薄化等により周囲に相談相手がいないなど、不安を抱える妊産婦が増加

東京都の取組

➤ 妊娠・出産に関する悩み専用の相談窓口を開設することにより、予期しない妊娠など、 悩みを抱える妊婦の孤立を防ぎ、適切な支援につなげる。(平成26年7月開設)

(対応内容)看護師などの専門職が電話とメールで相談に応じ、 内容に応じて、医療・保健・子育て支援などの関係 機関を紹介するとともに、特に継続的な支援が必要 な場合は保健所・保健センターへの相談を勧奨

	28年度	29年度	30年度
相談 件数	2,848	2,739	3,086

(相談時間) 月~日曜日 10時~22時(元日を除く) メール相談は随時受付

(実施方法) 民間企業に委託 (平成31年度:株式会社法研)



妊娠相談ほっとライン 体制強化について

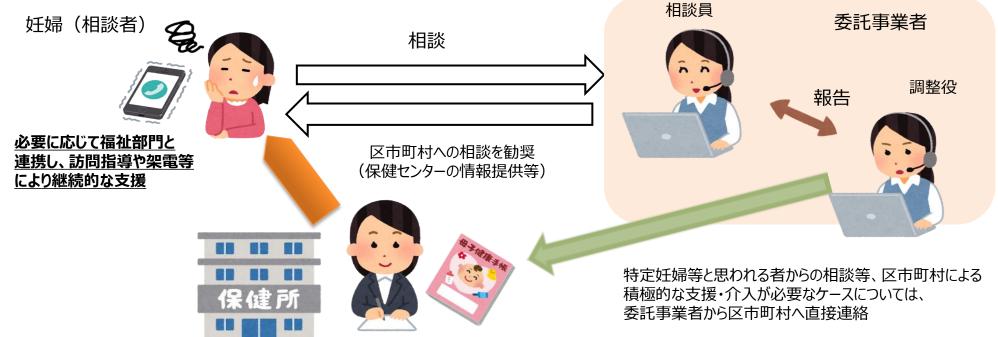
●相談時間の拡充

 平成30年度まで
 月曜日~土曜日(元日を除く)
 午前10時から午後10時まで

 平成31年度から
 月曜日~**日曜日**(元日を除く)
 午前10時から午後10時まで

●区市町村との連携強化

特定妊婦と思われる者等からの継続支援が必要なケースに対し、切れ目ない支援を行うために委託事業者から区市町村へ直接連絡を実施



区市町村

女性のための健康ホットライン

事業概要

➤ 思春期における心身の悩みや親の悩み、婦人科疾患や更年期に起こる障害など、年齢を問わず、女性は様々な悩みに直面することから、こうした女性の心身の健康に関する相談に看護師などの専門職が応じる「女性のための健康ホットライン」を平成15年度より実施。

(対応内容)看護師などの専門職が電話とメールで相談に応じ、 場合によっては医師にも確認しながら、医学的知識 を踏まえたアドバイスや情報提供を行う。 相談内容に応じて、医療機関への受診勧奨や、

関係機関の紹介等を実施

※国庫補助事業(女性健康支援センター事業) として実施

(相談時間) 月〜金曜日 10時〜16時(元日を除く) メール相談は随時受付

(実施方法) 民間企業に委託 (平成31年度:株式会社法研) ※妊娠相談ほっとラインとセットで契約

	28年度	29年度	30年度
相談 件数	719	703	1,127



出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)について

▶ 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭の ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行い、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る。

【事業期間】平成27~31年度(5年間) 【対象】好産婦及び就学前までの子育て世帯

【実施主体】区市町村

【予算額】1.150百万円(平成31年度)

【対象】妊産婦及び就学前までの子育て世帯 【実施自治体数】43区市町村(平成30年度)

母子保健強化事業

- ○全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握 C
 - 〇育児パッケージ(子育て用品等)を配布
- ○支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。

包括的支援事業

面接 妊産婦等

相談

【基本事業】包括的支援拠点(保健所・保健センター・子供家庭支援センター等)に おいて妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供

- 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握
- 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援 実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
- 〇 妊産婦等に育児パッケージを配布
- 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者や家族からの援助が得られない などのリスク要因が認められる者等には、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。
- 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。 継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。
- 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。
- ・育児パッケージの配布経費や専門職人件費の都独自の取組について、基準額の10/10を補助
- ・利用者支援事業(母子保健型)(国事業)の区市町村負担分について、基準額の1/2を補助

関係機関

- 医療機関 (産科等)
- •保健所
- ・子供家庭 支援センター
- •児童相談所
- •民間機関 等

連携、委託

連携、

委託



【任意事業】産後ケア事業(母体ケアや育児指導等)、産前・産後サポート事業(子育て経験者等による相談支援)、 これらの実施場所の修繕 等

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ 妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援のために、子育で世代包括支援センターに保健師等を配置して、 「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。 ○母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。 ➤ 実施市町村数:525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) ➤ 2020年度末までに全国展開を目指す。 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。 児童相談所 保健所 医療機関(産科医、小児科医等) 妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築 利用者支援実施施設 地域の関係団体 民間機関 子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ソーシャル 保健師 助産師 看護師 ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導 ①妊産帰等の支援に必要な実情の把握 ③支援プランの策定 意医療又は福祉の関係機関との連絡調整 歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定される。 母子保健支援 妊娠前 妊娠期 産後 育児 出産 子育て支援 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 子育て支援策 妊娠に関する 保育所・認定こども園等 普及啓発 産婦健診 妊婦健診 乳幼児健診 ・地域子育て支援拠点事業 里親乳児院 乳児家庭全戸訪問事業 両親学級等 予防接種 養子縁組 不妊相談 養育支援訪問事業 その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

「けんこう子育て・とうきょう事業」

東京医科歯科大学 藤原教授による提案

【課題】 〇核家族化や地域社会の人間関係の希薄化等により、妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感が増大 〇子育てのイライラや困難感を軽減し、子供の健やかな成長と虐待の未然防止を図ることが必要

【概要】

妊娠届出時の 情報を電子化 ・ 妊婦を タイプ分け ニーズに応じた コンテンツ開発 両親学級 等で配布

区市町村で一連の取組を実施し、 子育て家庭の育児ストレスを軽減 することにより虐待の未然防止を図る

事業内容

2019年度

•研究調査費:30,000千円

2020年度

- •連携事業費:75,000千円(25,000千円*3)
- •連携調整費:28,800千円

2021年度

·連携事業費: 今後検討 ·連携調整費:28,800千円

研究調査

- 1. 自治体調査(現状や参加意向等)
- 2. 大学でのコンテンツ開発
- 3. モデル自治体での実施準備
 - ①妊娠届出時の情報のデータ化に係る 検討
 - ②情報のデータ化準備作業(匿名化等)
 - ③大学でデータ分析アルゴリズムを開発
 - ④大学でデータを分析し妊婦をタイプ分け
- 4. モデル実施(3自治体程度を想定)
 - ①データ分析の結果を自治体に還元
 - ②分析結果を基に必要なコンテンツを提供
 - ③効果測定

<u>※ 研究調査費を都が大学に支援</u>

連携事業

- 1. 事業開始(3自治体想定)
- ①母子保健システムの改修等 (把握した情報のデータ化・分析・分類等)
- ②コンテンツ提供体制の整備 (紙/電子媒体でのコンテンツ提供)
- ③子育て支援部門等との連携体制の整備

2. 他自治体への展開

モデル事業の実施状況を踏まえ、他の 自治体への展開

※都としての支援策を今後検討

※母子保健システム改修等に必要な経費を都が自治体に支援

連携調整

- 1. 実施自治体へのサポート 専門的・技術的な支援
- 2. 支援ガイドラインの作成 支援内容や情報連携等の留意点等
- 3. 支援ガイドラインの改訂 事業の実施状況を踏まえ必要に応じ改訂
- 4. 事業の効果検証 虐待予防効果や連携等の効果検証を実施

<u>※ガイドライン作成など連携調整に必要な経費を都が大学に支援</u>

産後ケア事業

事業目的

(平成30年度予算)(平成31年度予算案)2,388百万円 → 2,551百万円

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者 (1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2)その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

- ○事業内容
 - 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。
 - ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)
 - ②褥婦に対する療養上の世話

- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

- 〇実施方法•実施場所等
 - (1)「宿泊型」 ・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
 - (2)「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
 - (3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。
- 〇実施担当者

 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○補助率等 (補助率: 1/2) (H31基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 24,280千円)

(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成29年度は392市町村において実施)

産前・産後サポート事業

(平成30年度予算)(平成31年度予算案)746百万円→ 777百万円

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

〇市町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

- ○事業の内容
 - ①利用者の悩み相談対応やサポート
 - ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
 - ③妊産婦等をサポートする者の募集
 - ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
 - ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- 〇実施方法•実施場所等
 - ①「アウトリーチ(パートナー)型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
 - ②「デイサービス(参加)型」・・・・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応
- 〇実施担当者 (1)助産師、保健師又は看護師
 - (2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)

○補助率等 (補助率:1/2) (H31基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 11,729千円)

(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成29年度は314市町村において実施)

産婦健康診査事業について

(平成30年度予算)(平成31年度予算案)1,073百万円 → 1,268百万円(214.554件)(338.180件)

要旨

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

- 〇地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
 - (実施主体:市町村、補助率:1/2、H31基準額(案):1回当たり5,000円)(平成29年度は73市町村において実施) ※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
 - (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
 - (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
 - (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



妊娠



出産

乳児



幼児

妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援

母子健康手帳の交付妊娠の届出・

妊婦健診(14回)

※地方交付税措置

産婦健診

支援が必要な産婦の把握

2回分を助成

乳幼児健診(3~4か月児健診など)

※市町村が必要に応じ実 施(地方交付税措置) ※地方交付税措置1歳6か月児健診

※地方交付税措置 3歳児健診

産後ケア事業

※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

新生児聴覚検査リファーのファミリーサポート

全ての新生児が聴覚検査を安心して受けられる体制の整備を推進するため、医療機関における検査機器の購入に対する支援を行うとともに、難聴の疑いがあると診断された場合に区市町村における相談支援を行う保健師等の配置を 支援

事業内容の詳細

〇 新生児に対する聴覚検査の体制整備の推進

- ・ 都内の全ての新生児が聴覚検査を受けられる体制の整備に向けては、医療機関における**検査** 実施体制の確保や、リファー(要精密検査)だった場合の支援体制が課題
- ・ 検査可能な医療機関を増やすため、**検査機器の購入に対する支援**を実施 基準額:3,000千円、補助率:1/2、事業期間:平成31年度
- ・ リファーとなった家族に対する相談支援や関係機関との連絡調整を担う保健師等の専門職の配置や連携に必要な経費を区市町村に対して支援 基準額:6,500千円、補助率:1/2、事業期間:平成31年度

事業実施による効果

○ 検査可能な医療機関の増加や相談支援体制の整備の促進が図られ、**新生児が聴覚検査を安心し て受けられる体制の整備**に繋がることが期待



特定不妊治療費助成事業について

令 和 元 年 5 月 2 8 日 東 京 都 福 祉 保 健 局

東京都特定不妊治療費助成制度について

【目 的】 医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。

【対 象 者】 特定不妊治療以外の方法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に判断された夫婦(事実婚含む)

補助内容【直近の改正内容】

				平成	25年		平成26	- 27	年度	平成2	8年	度以降	
	<u>- ۸</u>	A	~39歳 ^{26年度以降新規申請}				◇ 通算6[回まっ	<u>C</u>				
		分※による 数の上限	~39歳 25年度以前新規申請	・	2回	(初年度3	(同)			◆ 通算6回:	<u>まで</u>		
	※初回申請時の治療開 始日時点の妻の年齢		40~42歳	通算10	D回	まで	—/			◆ <u>通算3回</u>	<u>まで</u>		
×0	II NA Y	(の女の牛町	43歳~	・通算5年度まで						◆制度対象外			
	Α	新鮮胚移植	値を実施		公	15万円	<u>20万円</u>	公	15万円	20万円	公	15万円 * <u>初回30万円</u>	
	, ,	171 MI 102 17		治療1回あたり			207513	都	★ <u>5万円</u>	* <u>初回30万円</u>	都	2回目以降 5万円	
	В	凍結胚移植	値を実施	15万円	都	なし	<u>25万円</u>	公	15万円	25万円	公	15万円 * <u>初回30万円</u>	
治	١	OK NEDZE IV II			H.	5.0		都	★ <u>10万円</u>	* 初回30万円	都	2回目以降10万円	
療内	С		吉した胚を解凍して胚	15万円	公	<u>7.5万円</u>	7.5万円	公	7.5万円	7.5万円	公	7.5万円	
容に)	移植を実施	<u> </u>	10711	都	<u>7.5万円</u>	7.0751 1	都	<u>★なし</u>	7.07313	都	なし	
よる	D	体調不良等 立たず治療	等により移植のめどが ₹終了	15万円	公	15万円	15万円	公	15万円	15万円	公	15万円 * <u>初回30万円</u>	
補助上	Е		「又は胚の分割停止、 骨子授精などの異常授 中止	10万円	都	なし	132715	都	なし	*初回30万円	都	なし	
限額	F		「卵したが卵が得られない、又 状態のよい卵が得られないた		公	<u>7.5万円</u>	7.5万円	公	7.5万円	7.5万円	公	7.5万円	
	Г	め中止	いいはりいけられていた。	15万円	都	<u>7.5万円</u>	<u>//.5/// □</u>	都	<u>★なし</u>	7.571□	都	なし	
					_		【H27.4.1~】 <u>A~Fに上乗</u>	公	なし	【H28.1.20~】 A~Fに上乗せ	公	15万円 * <u>初回30万円</u>	
			SA·* <u>TESA</u>)				<u>世</u> 15万円	都	☆ <u>15万円</u>	<u>15万円</u>	都	<u>なし</u>	

◎「公」は国1/2、都1/2の費用負担

*H31.4.1以降に終了した治療に適用(国事業)

25年8月 「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書

- ➤ 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢の者、又は治療により出産に至る確率がより高い年齢の者が必要な治療を受けられるようにする
- ▶ 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮する
 - ⇒ 制度改正 (26年4月に一部施行後、28年4月に本施行)

26年4月改正

- ・【国】初回申請時の治療開始日時点の妻の年齢が39歳までは通算6回まで助成 ◇
- ・【都】治療費の実情を踏まえ、助成額を変更★

27年4月改正【都単事業】

・男性不妊治療の助成15万円開始 ☆

28年1月20日改正【国27補正予算】

- ·C·Fを除く初回助成額を上限30万円に拡大 *
- ・男性不妊治療の助成15万円を国事業として開始 *

28年4月改正【国26年4月改正の本施行】

・初回申請時の治療開始日時点の妻の年齢が39歳までは通算6回まで 助成、40歳以上は通算3回まで助成、43歳以上は制度対象外とする

31年4月改正

- ・【国】男性不妊治療初回助成額を上限30万円に拡大
- ・【都】所得制限を905万円(夫婦合算)に緩和

(参考)都における助成実績

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
助成延件数 (件)	1,640	2,502	2,707	5,588	6,901	8,351	10,992	12,108	15,516	18,400	17,453	20,506	18,474	17,431
(うち男性不妊治療)												(32)	(77)	(133)
助成世帯件数 (件)	1,640	2,502	2,707	3,648	4,361	5,230	6,819	7,126	8,616	10,094	10,064	13,254	13,492	10,249
(うち男性不妊治療)												(32)	(77)	(133)
助 成 金 額(千円)	163,691	249,527	269,324	552,175	681,067	1,145,054	1,585,511	1,747,659	2,237,109	2,657,068	2,943,080	3,691,328	3,714,742	3,606,080

不 妊 検 査 等 助 成 事 業 の 概 要

目 的

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、不妊検査及び薬物療法や 人工授精等の一般不妊治療にかかる費用の一部を助成する。

実 施 主 体

東京都(単独事業)

対 象 者

以下の4つの要件を全て満たす者

- ① 検査開始日において夫婦(事実婚を含む。)であること。
- ② 検査開始日における妻の年齢が40歳未満の夫婦であること。(平成31年4月1日から要件緩和)
- ③ 検査開始日から申請日までの間、法律婚の夫婦にあっては、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。事実婚の夫婦にあっては、夫婦ともに継続して都内の同一住所に住民登録をしていること。
- ④ 医療機関において夫婦ともに助成対象の検査を受けていること。

給付内容

- ※夫婦1組につき、1回に限る。
- ※入院時食事療養費標準負担額、差額ベッド代及び文書料を除く。
- ※対象期間は、検査開始日(夫婦いずれか早い検査開始日から起算)から1年間

実 績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
承認件数(件)	_	_	-	_	2,000
決算額(千円)	-	-	-	-	95,073

予 算 規 模

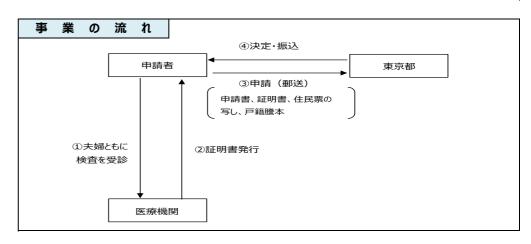
平成30年度 236,357千円(扶助費211,050千円) 規模4,221件 平成31年度 459,571千円(扶助費436,667千円) 規模9,141件

根拠法令等 (平成29年度事業開始)

<都>東京都不妊検査等助成事業実施要綱

助 成 方 法

- ①申請者が「申請書」に、医療機関が作成する「証明書」、「戸籍謄本」及び 「住民票の写し」を添付し、東京都に郵送で提出する。
- ②東京都において申請書類を審査の上、承認した場合、助成金を指定口座に振り込む。



参考 対象となる主な不妊検査及び一般不妊治療 妻 精液検査 超音波検査 内分泌検査 内分泌検査 精子受精能検査 画像検査 感染症検査 卵管疎通性検査 検査内容 染色体,遺伝子検査 頸管粘液検査 フーナーテスト 子宮鏡検査 タイミング指導 人工授精 治療内容 薬物療法

平成 31 年度における取組

◎不育症検査費に関する助成制度の創設について検討

妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子供を持てないとされる不育症について、リスク因子の特定にかかる検査費用を助成するための制度を検討し、 年度内の実施を目指す。

不妊・不育ホットライン

事業概要

(対応内容) 不妊及び不育症(妊娠はするが、流産や死産 などを繰り返し、結果的に子供を持つことができない 場合)で悩む方の相談を受けるとともに、検査や 治療にはどのようなものがあるかなどの情報提供を 行う。

※国庫補助事業	(不妊専門相談センター	-事業)
として実施		

(相談員) 不妊治療及び不育症支援に関する専門的知識 を有する医師、自身も不妊の経験がある女性相談 員(ピアカウンセラー)

	28年度	29年度	30年度
相談 件数	501	411	393



(相談時間)毎週火曜日 午前10時から午後4時まで(祝日及び年末年始を除く)

(実施方法)一般社団法人日本家族計画協会に委託

東京都小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの 相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。 実施主体:都道府県、指定都市、中核市

都事業の内容

※ 委託により実施

必須事業(平成27年1月から実施)

【相談支援事業】

- ① 電話相談 月~金 11-15時 医師、看護師、社会福祉士などが対応
- ② 医療機関でのピアサポート 東京都立小児総合医療センターなど計3機関で実施

【自立支援員による支援】 → 自立支援員の設置

- ① 自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ
- ② 関係機関との連絡調整等
- ③ 事業の普及啓発

任意事業

【小児慢性疾病児童支援事業】 (遊びのボランティア)

(平成27年4月から実施)

長期入院中や在宅療養中の子供を対象に、 遊びのボランティアが病棟や自宅等に訪問し、 遊びを通じて病気や治療に対する不安を軽くす ることを目的とする。

【交流会】

(平成29年度から実施)

「慢性疾患を抱える児童等の実態調査」(平成29年2月東京都福祉保健局発行)の結果から明らかとなった「6つの困り」をテーマに、「5大二一ズ」に添う取組として、患児やその家族等に必要な情報を提供するとともに、相互に交流する機会を設けることにより、小児慢性特定疾病児童等の自立の促進を図る。

慢性疾病を抱える児童等の実態調査(平成29年2月)

<調査の概要>

【目的】

都内(中核市である八王子市を除く。)の小児慢性特定疾病児童等とその家族の生活実態及び 支援に対するニーズを明確にし、自立支援に資する。

【対象

平成27年8月1日現在認定を受けている児童等の保護者 6,690名

【期間】

平成27年11月20日から12月21日まで

【方法】

小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請者情報をもとに郵送配布・郵送回収

<調査結果から明らかになったこと>

調査結果を

反映

【6つの困り】

- 1 兄弟姉妹に関すること
- 2 保護者自身に関すること
- 3 学校生活
- 4 就労に関すること
- 5 情報に関すること
- 6 相談に関すること

【5大ニーズ】

- 1 疾病・治療に関する正確でわかりやすい情報
- 2 わかりやすい相談窓口
- 3 福祉サービスに関する正確でわかりやすい情報
- 4 学校や職場等の疾病特性に対する理解の促進
- 5 個々の状況に応じたサービス利用計画や調整

実績

		電話相談	ピアサポート	遊びのボランティア
平成26年度	実績数(件)	8件	10件	_
十八20千尺	実施規模	述べ45日	述べ58日	_
平成27年度	実績数(件)	434件	228件	64件
十八2/4尺	実施規模	述べ243日	述べ312日	10か月
平成28年度	実績数(件)	512件	208件	185件
十八20千尺	実施規模	述べ242日	述べ306日	12か月
平成29年度	実績数(件)	527件	207件	192件
一八29千及	実施規模	述べ243日	述べ320日	12か月

平	第1回	「小さい頃からの『心の育ち』サポート」 〜お子さんの成長・自立のサポートとはそして、保護者のセルフケア は?!〜
平成29年度 交	第2回	「難病や障害と自立支援 教育や就労に向けて」
	第3回	「子ども・家族中心ケア(きょうだい支援も含めて)」 〜慢性疾病のあるお子さんの家族の"こころと身体"兄弟姉妹の心理 と対応を含めて〜
流会実	第4回	「子供がセルフケアカをつける意味」 〜慢性疾病の自己管理を考える〜
績	第5回	「子ども時代から考える"働くということ"」 〜慢性疾病と就労〜

移行期医療支援体制整備事業

※厚生労働省作成資料

【移行期医療の現状】

- ・近年、医療の進歩により小児慢性疾患の患者全体の死亡率は減少し、多くの患者の命が救われるようになってきた。
- ・治療や合併症への対応が長期化し、思春期、さらには成人期を迎える患者が多くなってきた。
- ・小児期から成人への移行期の患者に対し、必ずしも適切な医療を提供できていない。

【移行期医療の課題】

- ・医療体制の課題:小児診療科と成人診療科の連携が不十分。小児診療科による成人期医療の提供は、診療内容が不十分になる可能性がある。移行期の患者を診察する小児期・成人期の医療従事者の経験・知識が限られている。
- ・患者自律(自立)支援の課題:患者の自律(自立)性を育て、病気への理解を深め、医療を患者自身の意思で決定できるようになる必要があるが、患者を支援する体制が不十分。

【事業の内容】

小児慢性疾患の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療支援を充実させるため、移行期医療支援コーディネーターを配置するなどし、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携支援など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援を実施する。



東京都における小児慢性疾病対策及び移行期医療支援体制構築のイメージ(案)

